

# 欧州憲法条約制定に向けて (EU 拡大研究会報告・その1)

## 海外調査部・欧州課

EUは、欧州憲法条約の制定に向け準備を着々と進め、2003年6～7月には欧州憲法条約草案(以下、「草案」)が提出された。本レポートは、草案と今後の展望について、ジェトロ海外調査部欧州課主催の研究会(2003年7月24日)において、横浜国立大学大学院国際社会科学研究所の庄司克宏教授(Jean Monnet Chair)に解説いただき、取りまとめたものである。

### 1. 草案提出まで

欧州憲法条約の制定については、既にニース条約附属宣言(2000年12月)およびラーケン宣言(2001年12月)でその方向性が示されていた。ラーケン宣言により設置された欧州諮問会議(the European Convention)は、テッサロニキ欧州理事会(2003年6月20日)では草案の主要部分(前文～第 部)、ローマ欧州理事会(7月18日)では残りを合わせた草案全体の提出を行った。

欧州諮問会議で行われた作業のプロセスは、予備草案(通称:ジスカールデスタン草案、2002年10月28日)による骨格の提示、分野ごとに11の作業部会および3つのディスカッション・サークルによる検討、幹事会(the Praesidium)が欧州憲法条約原案を作成、(作業の中心となった)総会による審議およびその構成員からの修正提案を受け、草案はコンセンサスによる採択を達成、というものであった。

### 2. 草案の内容

#### (1) 草案の構成

草案は、前文、第 部(政体としてのEUの骨格を示す憲法的な内容で、EUの定義、EUの権能・機構等を定める)、第 部(「連合基本権憲章」、既に政治的宣言として採択されていた基本権憲章に法的拘束力を付与して挿入)、第 部(「連合の政策および運営」、今までのEU条約およびEC条約の規定を分かりやすく整理して提示)、第 部(「一般規定および最終規定」)から成っている。

#### (2) 予備草案との相違点

草案と、その基となった(ジスカールデスタンの)予備草案とを比較すると、草案で実現された点および実現されなかった点は、以下のとおりである。

予備草案のうち実現されなかった点

- ・ 「欧州連合 (EU)」の名称変更 (Unites States of Europe、 United Europe などが例示されていた)
- ・ 「連邦」(on a federal basis)への言及
- ・ 二重 (加盟国および EU) の市民権を認める (いずれを行使するかについて選択の自由)
- ・ 「欧州諸民会議」(a Congress of the Peoples of Europe) の設置

予備草案のうち実現された点

- ・ 欧州理事会の常任議長制 (いわゆる「大統領制」)
- ・ 参加 (直接) 民主主義の原則
- ・ 近接諸国との関係
- ・ 自発的脱退など

### (3) 重要な内容

草案では、ラーケン宣言で示された課題をほぼ達成している。重要な内容としては以下が挙げられる。

- ・ 3本柱構造 (EC、共通外交・安保政策、警察・刑事司法協力) の廃止・一本化
- ・ EU 権限の類型化
- ・ 立法・政策決定手続きおよび法文書の簡素化
- ・ 国内議会の役割増大
- ・ 民主主義の強化
- ・ 共通安全保障・防衛政策の強化
- ・ 機構改革 (EU 外務大臣および欧州理事会の常任議長ポストの設置、特定多数決としての二重多数決制<sup>1</sup>など)

### (4) 全会一致と特定多数決

ニース条約で維持された「全会一致原則」から、草案の制定でどれだけ「特定多数決」(QMV = Qualified Majority Voting)に移行できるか注目されていた。結果として、草案では重要な分野で移行ができなかった事項がいくつか存在する。全会一致原則が維持された分野および特定多数決への移行が可能となった項目は、分野ごとに以下のとおりである。

税制の調和：全会一致を維持。

社会政策および社会保障：社会政策のうち全会一致事項であったものはそのまま維持

---

<sup>1</sup> EU加盟国の過半数、かつ EU人口の少なくとも5分の3による二重の承認が必要。大国が結束し の要件を満たしても、国数で勝る小国が の要件により阻止できるといったバランスになっている。

された。労働者の自由移動にかかわる社会保障の取り決め（現 EC 条約第 42 条）は QMV へ移行。

構造基金および結束基金：ニース条約の取り決めどおり、2007 年 1 月 1 日以降、QMV へ移行。

自由・安全・司法領域：「人の自由移動」政策、民事司法協力、刑事司法協力で、（いくつかの例外を除き）大幅に QMV へ移行。

共通通商政策：人の移動を伴うサービス貿易、知的財産権の通商的側面、文化・視聴覚サービスの貿易分野の協定の交渉および締結において場合により全会一致を維持。

共通外交安保政策：原則として全会一致を維持。

### 3 . 今後の展望

2003 年 10 月 4 日にローマで次期政府間会議（IGC）が開始され、草案をめぐり 12 月半ばの合意達成を予定している。草案作成においてはコンセンサスによる採択が達成されたため、IGC で草案を覆すのは、相当の理由がない限り難しいと考えられる。欧州諮問会議で議長を務めたジスカルデスタン元大統領も、草案そのままの文書での採択を EU 議長国のイタリアに要請している。ただし、例えば二重多数決制で現行より不利となるスペインなどの反対もあり得る。

2004 年 5 月 1 日の新規 10 ヶ国の EU 加盟を経て、5 月上旬にはローマで署名（ローマ条約）6 月には欧州議会選挙が行われ、早ければ 2005 年末の憲法条約発効が想定されている。

#### 〔参考文献〕

庄司克宏『EU 法 基礎編』岩波書店、2003 年 9 月

庄司克宏『EU 法 政策編』岩波書店、2003 年 10 月

庄司克宏「国際機構の国際法人格と欧州連合（EU）をめぐるとの論争」、横田洋三/山村恒雄編『現代国際法と国連・人権・裁判 - 波多野里望先生古希記念論文集 - 』国際書院、2003 年

庄司克宏「European Convention and Future EU Scenarios」、『横浜国際経済法学』第 11 巻 2 号、2003 年

庄司克宏「ニース条約（EU）の概要と評価」、『横浜国際経済法学』第 10 巻 1 号、2001 年

庄司克宏「EU 基本権憲章（草案）に関する序論的考察」、『横浜国際経済法学』第 9 巻 2 号、2000 年

庄司克宏「EC 裁判所における基本権（人権）保護の展開」、『国際法外交雑誌』第 92 巻 3 号、1993 年

（まとめ：福島美夏）